

桜谷こども園

【教育・保育目標】

心豊かでたくましい子どもの育成

北脇の地域の方と一緒に、さつまいもの苗を植えました。収穫が楽しみです。



地域の方とのふれあい



自然とのふれあい

前年度に植えたたまねぎが、立派に育ちました。

朗読ボランティア「風の声」さんに、毎月1回読み聞かせに来ていただいています。



遊びたくなる環境の中で、自ら「やってみよう!」「もっとしたい!」という気持ちで夢中で遊び、試行錯誤を繰り返す過程に『学び』がたくさんあります。

ありのままを受け止めてもらえる保育者との信頼関係を土台として、安心して遊べるように努めています。



先生とのふれあい



友達とのふれあい

友達の姿を見て、刺激を受け、「自分も!」「もっと!」と取り組むことで、心も体もたかましくなります。

保育所あおぞら園

保育目標

*明るく丈夫な子

*友達となかよく遊べる子

*よく考える子

あおぞら園は現在0歳児3名、1歳児11名、2歳児13名、3歳児19名、4歳児20名、5歳児18名の計84名の園児が在籍しています。



ボディペインティングをしました



日野祭の囃子を教してもらい、一緒に演奏しました。地域の方に支えていただいています。



友達や先生と一緒に楽しいな



地震の時は防災頭巾を被って逃げます



大きいシャボン玉!!

リズム運動はバランスが難しい。体幹を鍛え元気な体づくり



「せんせいおはよう」「ありがとう」「ばいばーい」など、元気にあいさつや思いを伝えられるようにと考えています。はじめは恥ずかしいけれど、言えたことが自信となって、どんどん自分の思いを出し、相手の思いを感じられるようになってほしいと思っています。

地域の方との交流や、身体を使った遊び、さまざまな体験を通して、『元気に、健やかに、よく考えて』いけるように心がけています。子どもたちの思いを大切に保育を進めています。

浄化槽をお使いのみなさまへ

浄化槽の適正な管理をお願いします！

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査が法律で義務付けられています！

浄化槽が適正に維持管理されていないと、浄化されていない汚れた水がそのまま側溝や川に流れ、悪臭などにより近隣に迷惑をかけることになります。また、河川の水質悪化・悪臭の原因になります。今一度、適正な管理ができていますかご確認ください。

項目	内容	回数
保守点検 (浄化槽法10条)	装置・機器の点検、調整、修理の実施および消毒剤の補充など	年3回以上 (処理方式などにより異なります) ・保守点検業者に依頼してください。
清掃 (浄化槽法10条)	浄化槽内の汚泥の引抜き、装置・機器の洗浄・掃除など	年1回以上 (処理方式などにより異なります) ・清掃業者に依頼してください。
法定検査 (浄化槽法11条)	保守点検および清掃が適正に行われ、継続して正常に機能しているかなど、総合的な検査	年1回 ・指定検査機関に依頼してください。 ※検査の申し込み方法については、滋賀県生活環境事業協会のホームページからご確認ください。  (公社)滋賀県生活環境事業協会ホームページ

◆問い合わせ先 上下水道課 下水道担当 ☎0748-5216579

町営住宅入居者募集

令和7年度 第3回町営住宅入居者募集について次のとおりお知らせします。

募集期間 11月4日(火)～11月21日(金)

募集団地

- ・第1内池団地(内池150番地) 平成14年築(木造2階建) 3DK
- ・第2内池団地(内池152番地) 昭和63年築(PC造3階建) 3DK
- ・西山団地(豊田205番地23) 昭和60年築(PC造2階建) 3DK

入居資格

次の①～⑦すべてに該当する方

- ①町内に居住しているまたは勤務地を有していること(3か月以上)
- ②持ち家(共有名義を含む)がなく、住宅に困窮していること
- ③税・公共料金を滞納していないこと
- ④現に同居し、または同居しようとする親族がいること

※ただし、次の(1)～(6)のいずれかに該当する方は単身でも入居できます。

- (1)生活保護を受けている方
 - (2)60歳以上の方
 - (3)身体障がい者でその障がいの程度が1級から4級までの方
 - (4)精神障がい者でその障がいの程度が1級から3級までの方
 - (5)知的障がい者でその障がいの程度が精神障がいの程度に相当する方
 - (6)DV被害者に該当する方
- ⑤1か月あたりの収入が定められた基準以下であること
 - ⑥連帯保証人(2名)をたてられること
 - ⑦申込者および同居親族が反社会的勢力に属さないこと

月額家賃 入居者の収入および住宅の諸条件により決定します。

入居可能予定日 令和7年12月下旬

今後の募集予定

令和7年度の町営住宅入居者募集について次のとおり実施する予定です。

第4回 令和8年2月9日(月)～2月27日(金)

※入居者の入退去、住宅の状況等により募集団地の変更等生じる場合があります。戸数・規格・家賃の詳細・最新の情報は、町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

◆問い合わせ先 建設計画課 都市計画担当 ☎0748-5216567